

第18回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和6年12月25日(水) 16時30分
第18回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和6年12月25日(水) 16時23分

3. 閉 会 令和6年12月25日(水) 17時19分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 6番—泉委員

6. 議事録署名委員 8番—波多野委員 9番—小口委員

7. 付議議件
議案第85号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第87号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第88号 農地中間管理機構への買入協議の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 和志
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	定刻前ではありますが、第18回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員は6番、泉委員になります。 出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしく申し上げます。
議長	それでは第18回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名員に、8番ー波多野委員、9番ー小口委員お願いいたします。 日程2、議案第85号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第85号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字峰浜他5筆、地目は畑、合計面積は 64,271 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年8月15日です。 番号2、関係の土地については、字三井1筆、地目は畑、面積は 39,533 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年1月31日から令和16年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年8月23日。 番号3、関係の土地については、字三井2筆、地目は畑、合計面積は 33,721 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年12月26日から令和16年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年8月23日です。 番号4、関係の土地については、字朱円東1筆、地目は畑、面積は 22,881 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年3月1日から令和14年2月28日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年10月28日となっております。 番号5、関係の土地については、字朱円1筆、地目は畑、面積は 49,332 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年12月23日から令和14年12月22日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年10月28日。 番号6、関係の土地については、字以久科北1筆、地目は畑、面積は 26,400 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和5年5月25日から令和10年5月24日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年11月29日です。 番号7、関係の土地については、字以久科南2筆、地目は畑、合計面積は 114,566

	m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年7月23日から令和16年7月22日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年12月1日となっております。 番号8、関係の土地については、字朱円西4筆、地目は畑、合計面積は 8,005.80 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成28年3月25日から令和8年12月31日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年12月6日です。 番号9、関係の土地については、字豊倉6筆、地目は畑、合計面積は 83,305.m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年3月27日から令和11年3月26日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年12月13日です。 番号10、関係の土地については、字以久科南2筆、地目は畑、合計面積は 97,691 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年12月25日から令和12年11月30日及び、平成28年1月26日から令和7年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年12月13日となっております。 番号11、関係の土地については、字越川1筆、地目は畑、面積は 40,051.m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和2年4月20日から令和10年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年11月15日。 番号12、関係の土地については、字以久科北4筆、地目は畑、合計面積は 59,652.22 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成30年12月26日から令和11年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年11月15日です。 番号13、関係の土地については、字以久科南1筆、地目は畑、面積は 35,916 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年7月23日から令和16年7月22日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年12月4日。別紙、合意解約書の確認もお願いいたします。
議長	合意解約通知について、番号の1から13番まで決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは番号の1から13まで決定とします。 日程3、議案第86号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第86号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請に

について審議を求める。

区分1、関係の土地については字越川2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 12,606 m²、申請の理由は譲渡人が既に離農しているため、売買をしたい、譲受人が農地を買い受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分2、関係の土地については字以久科南3筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 87,148 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

現地確認委員は1番が波多野委員、市村委員、星委員、2番が菅野委員、市村委員、小口委員です。

区分3、関係の土地については字以久科南2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 114,566 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分4、関係の土地については字三井1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 25,739 m²、申請の理由は既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分5、関係の土地については字以久科南2筆、公簿・現況地目記載の通り、合計面積は 61,711 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

現地確認委員は市村委員、菅野委員、小口委員となります。

区分6、関係の土地については字以久科南4筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 92,684 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分7、関係の土地については字越川2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 49,575 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分8、関係の土地については字越川1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 47,497 m²、申請の理由は貸人が今後とも農業は行わないので賃貸したい、借人が申請地を借受け、営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分9、関係の土地については字越川6筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 75,024 m²、申請の理由は貸人が今後とも農業は行わないので賃貸したい、借人

	が経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 現地調査委員は星委員、波多野委員、市村委員となっております。 区分10、関係の土地については字越川6筆、公簿・現況地目記載の通り、合計面積は 56,105 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分11、関係の土地については字越川1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は 46,205 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分12、関係の土地については字越川2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 66,049 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 現地確認委員は波多野委員、市村委員、星委員です。 区分13、関係の土地については字朱円西4筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 8,005.80 m²、申請の理由は貸人が今後とも農業は行わないので、賃貸したい、借人が申請地を借受け、営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分14、関係の土地については字来運他4筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は 177,811 m²、申請の理由は貸人が今後とも農業は行わないので、賃貸したい、借人が申請地を借受け、営農規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 現地確認委員は13が石井委員、泉委員、菱川委員、14が田中委員、武正委員、中島委員です。 別紙の農地法第3条調査書の通り農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	現地確認委員の意見を聞きながらそれぞれ決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。区分1の現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定いたします。

	区分2の現地確認委員、菅野委員どうでしたか
菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分2、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2、決定いたします。 区分3から5まで、現地確認委員、市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分3から5について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分3、4、5、決定いたします。 区分6から9まで、現地確認委員、星委員どうでしたか。
星委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分6、7、8、9決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分6、7、8、9決定いたします。 区分10から12、現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分10、11、12決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分10、11、12決定いたします。 区分13の現地確認委員、石井委員どうでしたか。
石井委員	問題ありません。

議長	問題ないということで、区分13、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分13、決定いたします。 区分14の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分14、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分14、決定いたします。 日程4、議案第87号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第87号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、字朱円東2筆、地目畑、合計面積は 24,788 m²、申請の理由は譲渡人が、離農しているため譲渡する、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けたいとなっています。価格は 6,915 千円、10a あたり 279 千円となっております。 番号2、関係の土地については、字朱円1筆、地目畑、面積は 22,464 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人は農地売買支援事業のためとなっております。価格は 6,267 千円、10a あたり 279 千円となっております。 位置図については同頁記載となっております。 (2)利用権の設定関係 番号1、関係の土地については、字峰浜3筆、地目畑、合計面積は 39,748 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は 10aあたり 3,000 円となっています。 番号2、関係の土地については、字川上2筆、地目畑、合計面積は 12,805 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 番号3、関係の土地については、字来運2筆、地目畑、合計面積は 83,258 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 番号4、関係の土地については、字三井他55筆、地目畑、合計面積は 451,264.24 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 番号5、関係の土地については、字峰浜他30筆、地目畑、合計面積 367,380 m²、利

	用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。 番号6、関係の土地については、字来運1筆、地目畑、面積は 3,383 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 13,000 円となっています。 番号7、関係の土地については、字来運1筆、地目畑、合計面積は 910 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 3,000 円となっています。 番号8、関係の土地については、字来運1筆、地目畑、合計面積は 2,473 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 10,000 円となっています。 位置図1については13頁に記載、位置図2～5は経営移譲のため省略、位置図6～8は契約更新のため省略となっています。 契約更新については別紙一覧のとおりとなっています。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項調査書も併せて確認をお願いします。
議長	(1)所有権の移転関係について、番号の1、2、あっせん委員会も成立しているということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは番号の1と2決定いたします。
議長	(2)利用権の設定関係について、番号の1から8、それぞれ決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号の1から8、決定いたします。
議長	日程5、議案第88号、農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。
事務局	議案第88号、農地中間管理機構への買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字朱円1筆、地目は記載の通り、面積は 49,332 m²、幹旋申出日は令和6年10月28日、幹旋委員は菱川委員長、泉副委員長、尾崎委員、石井委員、小池委員で行っています。 区分2、関係の土地については字越川1筆、地目は記載の通り、合計面積は 40,051 m²、幹旋申出日は令和6年11月15日、幹旋委員は波多野委員長、菅野副委員長、

	市村委員、星委員、小口委員、崎田委員、石川委員で行っています。 区分3、関係の土地については字以久科北4筆、地目は記載の通り、合計面積は59,652.22 m²、幹旋申出日は令和6年11月15日、幹旋委員は波多野委員長、菅野副委員長、星委員、小口委員、崎田委員、石川委員で行っています。 位置図は同頁記載となっております。以上です。
議長	区分1から3まで、中間管理機構への買入協議ということで、幹旋も成立しているということで、1、2、3決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分の1、2、3、決定します。 ここで休憩とし、日程6その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第18回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和6年12月25日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 波多野 克哉

議事録署名委員 小口 次男

